

株 主 各 位

仙台市青葉区国分町三丁目1番18号

カメイ株式会社

代表取締役社長 亀井文行

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけて、株主様の安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面（郵送）またはインターネットにより令和4年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 仙台市青葉区国分町三丁目1番18号
カメイビル 9階

※同封の「新型コロナウイルス感染防止の対応について」をご確認いただき、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第109期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第109期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

4. 議決権の行使についてのご案内

3～4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kamei.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際し、監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kamei.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 令和4年6月29日(水曜日) 午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 令和4年6月28日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 令和4年6月28日(火曜日) 午後5時30分入力完了分まで

- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



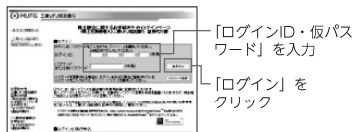
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

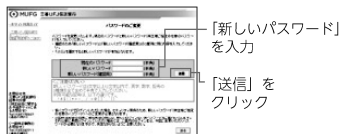
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力してクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

事 業 報 告

〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、持ち直しの動きが見られたものの、新たな変異株により感染が再拡大するなど厳しい状況となりました。また、ウクライナ情勢による資源価格の高騰など先行き不透明な状況が続いております。

国内経済においても、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、新たな変異株による感染再拡大や原油価格の高騰など厳しい状況となりました。

このような環境のもと、当社グループは、新型コロナウイルス感染症により事業活動に制約を受けながらも、お客様や従業員の安全確保と感染拡大防止を最優先としつつ、商品の安定供給とサービスの提供継続に努めました。

また、グループの総合力向上と経営基盤を強化し将来にわたる持続的な成長を図るため、新規顧客獲得を推進するとともにM&Aによる事業領域の拡大に積極的に取り組み、Eastern Green Marketing Pte. Ltd. 及び Alamanda Singapore Pte. Ltd. (シンガポール共和国において青果の輸入卸販売を展開)、Daiei Trading Co., Inc. (米国において日本食の輸入卸販売を展開)、株式会社立花ADM (土木資材の卸販売を展開) を当社グループに迎え入れ、海外・貿易事業及び建設関連事業の強化を図りました。さらに、環境の変化に対応すべく、組織、財務、物流などの改革を推進し経営の効率化に努めました。

以上の結果、売上高は原油価格高騰に伴う石油製品価格の上昇や、海外・貿易事業及び建設関連事業の伸長などにより4,825億57百万円(前期比119.1%)、営業利益は海外・貿易事業や食料事業などの伸長により126億48百万円(前期比109.9%)、経常利益は147億25百万円(前期比113.5%)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に計

上した関連会社の株式を交換したことに伴う特別利益がなくなったことなどにより85億14百万円（前期比108.5%）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

（エネルギー事業）

当事業部門における石油関係につきましては、ガソリンスタンドでの販売は、新型コロナウイルスの感染防止に配慮して営業するとともに、タイヤ・整備・洗車・コーティングなどトータルサービスの強化を図りました。また、店舗のリニューアルやカーコーティングプロショップの新規出店など、競争力の強化に努めました。その他産業用燃料などの法人需要向け販売は、石油製品価格の上昇や構造的な石油製品需要の減少など厳しい環境のなか、新規・深耕開拓や各種商材の提案営業を強力に推進しました。

LPGガス関係につきましては、コロナ禍による外食需要の減少により飲食店向けの販売が厳しいものの、新規顧客獲得やM&Aによる商圈獲得に取り組み、拡販に努めました。

以上の結果、売上高は2,499億93百万円（前期比136.0%）、営業利益は石油製品の販売競争激化による利益率の低下などにより54億38百万円（前期比94.4%）となりました。

（食料事業）

当事業部門における食品関係につきましては、スーパーマーケットなどの量販店向け畜産加工製品の販売が増加しました。また、高級洋菓子原材料の販売が新規・深耕開拓に努めたことにより伸長し好調に推移しました。

酒類関係につきましては、地酒などの差別化商品の販売強化や輸入ワインの取扱商品拡充に努めたものの、飲食店に対する酒類提供の制限などにより需要が減少し、やや厳しい状況となりました。

以上の結果、売上高は324億93百万円（前期比91.3%）、営業利益は3億59百万円（前期は2億62百万円の営業損失）となりました。

（建設関連事業）

当事業部門における建設資材関係につきましては、大型鉄骨工事やメガソーラー架台工事が増加したものの、鋼材価格上昇に伴う利益率の低下などにより営業利益が減少しました。また、土木資材の卸販売会社をM&Aにより取得し、建設関連事業の拡大を推進しました。

ハウジング関係につきましては、ハウスメーカー及び工務店への住宅設備機器の提案営業や、新規・深耕開拓に努めました。

以上の結果、売上高は432億75百万円（前期比114.7%）、営業利益は15億72百万円（前期比81.4%）となりました。

（自動車関連事業）

当事業部門における国産車販売につきましては、消費マインドが持ち直すなか法人営業の強化に努めたものの、半導体供給不足による減産などにより販売台数が減少し、厳しい状況となりました。

輸入車販売につきましては、消費マインドの持ち直しや新車の拡販に努めたことなどにより販売台数が伸長し、順調に推移しました。

レンタカー関係につきましては、法人客の新規・深耕開拓に努めたことや、前期に比べてビジネス需要やレジャー需要が増加したことにより好調に推移しました。

以上の結果、売上高は605億41百万円（前期比98.4%）、営業利益は21億70百万円（前期比125.9%）となりました。

（海外・貿易事業）

当事業部門における海外事業関係につきましては、コロナ禍での巣ごもり需要による米国内で展開する日系スーパーマーケットの販売伸長などにより好調に推移しました。また、シンガポールの青果の輸入卸販売会社及び米国の日本食の輸入卸販売会社をM&Aにより取得し、海外事業の拡大を推進しました。

貿易事業関係につきましては、経済活動の再開や需要の回復などにより、アジア向け自動車用電装部品や米国向け日本食材などの輸出が増加したほか、海外ブランドシューズなどの販売が伸長し好調に推移しました。

以上の結果、売上高は558億28百万円（前期比124.1%）、営業利益は32億92百万円（前期比129.2%）となりました。

（ペット関連事業）

当事業部門におけるペットフード・用品関係につきましては、自社ブランド商品の開発強化とホームセンターなどへの販路拡大に努めたものの、販売競争の激化により、やや厳しい状況となりました。

園芸用品関係につきましては、外出自粛に伴う家庭用園芸資材の販売が堅調だったほか、自社ブランド除草剤・肥料の拡販や新規・深耕開拓を推進したことにより順調に推移しました。

以上の結果、売上高は126億29百万円（前期比98.3%）、営業利益は1億40百万円（前期比145.8%）となりました。

（ファーマシー事業）

当事業部門につきましては、新規出店による店舗網の拡充効果や地域の皆様から選ばれる「かかりつけ薬剤師・薬局」への取り組みなどにより処方箋枚数が伸長し、堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は177億6百万円（前期比102.6%）、営業利益は77百万円（前期は2百万円の営業損失）となりました。

（その他の事業）

その他の事業につきましては、オフィス機器販売、リース業、運送業及び保険代理店業などを展開しており、新規顧客の獲得や提案営業の強化に努めました。

以上の結果、売上高は100億88百万円（前期比87.3%）、営業利益は13億48百万円（前期比109.1%）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました企業集団の設備投資額は125億5百万円であり、その主なものは、自動車関連事業におけるリース及びレンタル車両の購入などであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	平成30年度 第 106 期	令和元年度 第 107 期	令和2年度 第 108 期	令和3年度 第 109 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	472,995	453,844	405,332	482,557
経 常 利 益 (百万円)	11,076	11,747	12,977	14,725
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	6,598	6,755	7,848	8,514
1株当たり当期純利益 (円)	196.37	201.04	233.58	253.41
純 資 産 (百万円)	107,514	112,508	119,895	132,649
1株当たり純資産額 (円)	3,032.19	3,173.47	3,381.81	3,733.92
総 資 産 (百万円)	238,243	243,448	256,486	285,300

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
カメイ物流サービス株式会社	50 百万円	100.0 %	一般貨物運送、倉庫業
仙台トヨペット株式会社	1,424	76.1	自動車の販売
山形トヨペット株式会社	80	85.0 (うち間接所有21.2%)	自動車の販売
三興メイビス株式会社	250	100.0	各種商材の輸出入
株式会社オーシマ小野商事	10	100.0	ペット関連用品の販売
Mitsuwa Corporation	40,000 千米ドル	100.0	米国におけるスーパーマーケットの運営

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、原油価格の動向や内需減少による競争激化に加え、新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢などの影響により、不透明な状況が続くものと予想されます。

主力のエネルギー事業におきましては、石油製品の構造的な需要減少による影響が懸念されます。また、電力及び都市ガスの小売全面自由化や再生可能エネルギー事業への参入など従来の垣根を越えた異業種間の顧客獲得競争が一段と激化しております。

さらに、当社の事業基盤は国内の割合が高いことから、人口減少・少子高齢化に伴う中長期的な需要減少への対応も重要な課題であります。

このような状況のもと、当社グループは、将来にわたる持続的成長に向け、中長期的な経営戦略の実現を目指し、引き続き新規顧客獲得、新商材・新事業の開発並びにM&Aを積極的に推進し、経営基盤の拡充と国内外のネットワークの強化を図り、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

また、環境の変化に対応すべく、組織、財務、物流などの改革を継続的に実施し、経営全般にわたる一層の効率化を図り、更なる業績向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

当社グループは主として次の製品（商品及び役務を含む。）の販売などを行っております。

事業区分	主要製品
エネルギー事業	石油製品、LPガス、防災機器、化学製品、自動車用品等
食料事業	酒類、食品、清涼飲料、食品原料、畜産・農水産物等
建設関連事業	住宅設備機器、鋼材、セメント、生コンクリート、建設工事等
自動車関連事業	乗用車、貨物車等
海外・貿易事業	農水産物、ベアリング、電装部品、スポーツ用品、船舶用燃料、スーパーマーケットの運営、船舶用潤滑油の輸送等
ペット関連事業	ペット用品、園芸用品、農業資材等
ファーマシー事業	調剤薬局の運営等
その他の事業	運送業、OA機器、通信機器、リース及びレンタル業、保険代理店業、不動産賃貸業等

(6) 主要な事業所（令和4年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	仙台市青葉区国分町三丁目1番18号
支店	北海道支店（札幌市豊平区）、青森支店（青森市）、八戸支店（八戸市）、岩手支店（盛岡市）、三陸支店（宮古市）、宮城支店（仙台市若林区）、気仙沼支店（気仙沼市）、秋田支店（秋田市）、山形支店（山形市）、庄内支店（酒田市）、福島支店（郡山市）、いわき支店（いわき市）、新潟支店（新潟市中央区）、東京支店（東京都中央区）、茨城支店（つくば市）、栃木支店（宇都宮市）、群馬支店（高崎市）、埼玉支店（さいたま市北区）、千葉支店（千葉市中央区）、神奈川支店（横浜市金沢区）、静岡支店（静岡市葵区）、中部支店（名古屋市中区）、関西支店（大阪市淀川区）、九州支店（福岡市中央区）
油槽所	八戸油槽所（八戸市）、塩釜貞山油槽所（塩釜市）

② 主要な子会社の事業所

カメイ物流サービス株式会社	本社：多賀城市
仙台トヨペット株式会社	本社：仙台市宮城野区
山形トヨペット株式会社	本社：山形市
三興メイビス株式会社	本社：東京都新宿区
株式会社オーシマ小野商事	本社：栃木市
Mitsuwa Corporation	本社：Torrance, CA, USA

(7) 従業員の状況（令和4年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,579名（1,727名）	366名増（10名減）

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員数の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,092名（894名）	68名増（11名減）	41.6歳	12.6年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員数の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和4年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,850百万円
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	3,150
株 式 会 社 北 日 本 銀 行	2,440
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,190
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,190

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (令和4年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 87,281,000株
- ② 発行済株式の総数 37,591,969株
- ③ 株主数 3,444名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,203千株	9.53%
有限会社亀井興産	3,000	8.93
亀井文行	2,507	7.46
カメイ不動産株式会社	2,443	7.27
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	2,150	6.40
公益財団法人亀井記念財団	1,650	4.91
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,323	3.94
亀井昭伍	1,014	3.02
有限会社グリーン・ウッド	1,000	2.98
株式会社三菱UFJ銀行	689	2.05

(注) 1. 当社は自己株式3,991,368株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（令和4年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	亀井文行	カメイ物流サービス株式会社取締役 仙台トヨペット株式会社代表取締役会長 山形トヨペット株式会社取締役 三興メイビス株式会社取締役 株式会社オーシマ小野商事取締役 Mitsuya Corporation取締役
代表取締役副社長	亀井昭男	三興メイビス株式会社取締役 株式会社オーシマ小野商事取締役
専務取締役	高橋啓之	営業統括
専務取締役	安部仁市	管理担当兼総合企画室長 三興メイビス株式会社取締役 Mitsuya Corporation取締役
常務取締役	高橋清光	宮城支店長
常務取締役	佐藤淳	中部支店長
取締役相談役	亀井淳一	仙台トヨペット株式会社取締役
取締 役	尾町雅文	尾町雅文公認会計士事務所代表 株式会社植松商社外取締役（監査等委員） フルテック株式会社社外取締役（監査等委員）
取締 役	三井精一	株式会社仙台銀行相談役 株式会社ユアテック社外取締役
常勤監査役	佐々木昌幸	カメイ物流サービス株式会社監査役 株式会社オーシマ小野商事監査役 三興メイビス株式会社監査役
監 査 役	後藤忠雄	後藤忠雄税理士事務所所長
監 査 役	佐山博康	佐山博康税理士事務所所長

- (注) 1. 令和3年6月29日開催の第108回定時株主総会の終結の時をもって、取締役遠藤良一、鷲足直樹、菊地信寛、佐藤清悦の4氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 令和3年5月25日開催の取締役会において、常務取締役亀井昭男氏は、代表取締役副社長に選定され、令和3年6月29日をもって就任いたしました。
3. 取締役尾町雅文及び三井精一の両氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役佐々木昌幸氏は、長年にわたり当社の監査部門に従事し、豊富な業務経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査役後藤忠雄及び佐山博康の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役後藤忠雄及び佐山博康の両氏は、税理士としての豊富な実務経験と財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役、監査役及び執行役員であり、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等が補填されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法に利益または便益を得た場合や法令に違反することを認識しながら行った行為等の場合には補填の対象としないこととしております。
8. 令和4年4月1日付で取締役の地位、担当及び重要な兼職を以下のとおり変更いたしました。

氏名	異動前	異動後
亀井昭男	代表取締役副社長 三興メイビス株式会社取締役 株式会社オーシマ小野商事取締役	代表取締役副社長 カメイ物流サービス株式会社取締役 三興メイビス株式会社取締役 株式会社オーシマ小野商事取締役
高橋啓之	専務取締役 営業統括	取締役
安部仁市	専務取締役 管理担当兼総合企画室長 三興メイビス株式会社取締役 Mitsuwa Corporation取締役	専務取締役 管理担当兼総合企画担当兼関係会社担当 三興メイビス株式会社取締役 Mitsuwa Corporation取締役
高橋清光	常務取締役 宮城支店長	取締役

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	232 (7)	232 (7)	— (—)	— (—)	13 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24 (10)	24 (10)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	257 (18)	257 (18)	— (—)	— (—)	16 (4)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年3月26日開催の取締役会において、取締役報酬等の決定に関する基本方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を確保できることを念頭に、社員給与と世間水準を基準とし、取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 取締役の報酬額の決定方針

取締役の報酬については月例の固定報酬とし、役員報酬規程に基づき役位に応じて決定することを基本とする。

取締役の個人別の報酬額については取締役会により一任された取締役が取締役会で承認された役員報酬規程の範囲内で決定する。

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は平成15年6月27日であり、決議の内容は、取締役の報酬額を年額350百万円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は平成16年6月29日であり、決議の内容は、監査役の報酬額を年額60百万円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額は、取締役については、株主総会後の取締役会により一任された代表取締役社長亀井文行が方針に基づき決定しており、管理担当取締役が役員報酬規程の範囲内であることを確認しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、報酬額を決定できると判断したためであります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

1. 取締役尾町雅文氏は、尾町雅文公認会計士事務所の代表並びに株式会社植松商会及びフルテック株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。

なお、当社と尾町雅文公認会計士事務所、株式会社植松商会及びフルテック株式会社との間には特別の関係はありません。

2. 取締役三井精一氏は、株式会社仙台銀行の相談役及び株式会社ユアテックの社外取締役であります。

なお、当社と株式会社仙台銀行及び株式会社ユアテックとの間には特別の関係はありません。

3. 監査役後藤忠雄氏は、後藤忠雄税理士事務所の所長であります。

なお、当社と後藤忠雄税理士事務所との間には特別の関係はありません。

4. 監査役佐山博康氏は、佐山博康税理士事務所の所長であります。

なお、当社と佐山博康税理士事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動の内容及び社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	尾 町 雅 文	当期開催の取締役会12回の内11回に出席し、主に公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
	三 井 精 一	当期開催の取締役会12回の内12回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
監 査 役	後 藤 忠 雄	当期開催の取締役会12回の内12回に出席し、また、当期開催の監査役会13回の内13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
	佐 山 博 康	当期開催の取締役会12回の内12回に出席し、また、当期開催の監査役会13回の内13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	95百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	110

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額を妥当と判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財産報告に係る内部統制システム構築の助言・指導業務などであります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	170,996	流 動 負 債	126,824
現金及び預金	39,804	支払手形及び買掛金	56,189
受取手形、売掛金及び契約資産	90,575	短期借入金	47,357
リース投資資産	7,363	リース債務	1,936
商品及び製品	21,332	未払法人税等	2,950
仕掛品	2,455	賞与引当金	1,751
原材料及び貯蔵品	401	その他	16,638
その他	9,278	固 定 負 債	25,827
貸倒引当金	△ 213	長期借入金	6,835
固 定 資 産	114,303	リース債務	3,422
(1) 有形固定資産	80,173	繰延税金負債	2,860
建物及び構築物	23,290	再評価に係る繰延税金負債	2,273
機械装置及び運搬具	11,736	役員退職慰労引当金	139
土地	34,364	特別修繕引当金	5
リース資産	3,339	退職給付に係る負債	2,356
建設仮勘定	343	資産除去債務	1,215
その他	7,099	その他	6,718
(2) 無形固定資産	8,679	負 債 合 計	152,651
のれん	3,270	純 資 産 の 部	
顧客関連資産	2,723	株 主 資 本	120,350
その他	2,685	資 本 金	8,132
(3) 投資その他の資産	25,450	資 本 剰 余 金	7,248
投資有価証券	16,663	利 益 剰 余 金	109,197
長期貸付金	2,029	自 己 株 式	△ 4,227
繰延税金資産	1,218	その他の包括利益累計額	5,111
その他	6,465	その他有価証券評価差額金	2,606
貸倒引当金	△ 926	繰延ヘッジ損益	2
		土地再評価差額金	377
		為替換算調整勘定	2,148
		退職給付に係る調整累計額	△ 23
		非支配株主持分	7,187
		純 資 産 合 計	132,649
資 産 合 計	285,300	負 債 ・ 純 資 産 合 計	285,300

連結損益計算書

〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		482,557
売上原価		409,502
金融収益		864
売上総利益		73,919
販売費及び一般管理費		61,271
営業利益		12,648
営業外収益		
受取配当金	43	
仕入割引	282	
軽油引取税還付金	187	
持分法による投資利益	235	
デリバティブ決済益	258	
その他	475	
営業外費用	1,462	2,944
支払利息	407	
支那の税金	126	
その他	334	867
特別利益		14,725
固定資産売却益	40	
投資有価証券売却益	24	
のれん発生益	153	
その他	0	217
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	33	
投資有価証券評価損	357	
減損	746	
その他	130	1,276
税金等調整前当期純利益		13,667
法人税、住民税及び事業税	5,219	
法人税等調整額	△ 411	4,807
当期純利益		8,859
非支配株主に帰属する当期純利益		345
親会社株主に帰属する当期純利益		8,514

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月17日

カメイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 後藤 英 俊 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮澤 義 典 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カメイ株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カメイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

令和4年5月20日

カメイ株式会社

代表取締役社長 亀井文行殿

カメイ株式会社監査役会

常勤監査役 佐々木 昌 幸 ⑩

社外監査役 後藤 忠 雄 ⑩

社外監査役 佐山 博 康 ⑩

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第109期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	71,517	流 動 負 債	62,962
現金及び預金	14,133	買掛金	39,460
受取手形	1,382	短期借入金	15,570
売掛金	35,500	リース債	268
契約資産	6,278	未払金	2,366
商品	6,594	未払費用	829
仕掛品	2,380	未払法人税等	1,820
貯蔵品	35	前受金	1,379
前渡金	32	預り金	257
前払費用	343	賞与引当金	748
その他	4,857	その他	261
貸倒引当金	△ 21	固 定 負 債	7,821
固 定 資 産	83,327	リース債務	459
(1) 有形固定資産	34,388	再評価に係る繰延税金負債	1,663
建物	8,301	資産除去債務	776
構築物	1,985	その他	4,921
機械及び装置	2,093	負 債 合 計	70,784
車両運搬具	10	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	2,272	株 主 資 本	82,428
土地	18,911	資 本 金	8,132
リース資産	633	資 本 剰 余 金	7,266
建設仮勘定	180	資 本 準 備 金	7,266
(2) 無形固定資産	1,919	利 益 剰 余 金	71,257
のれん	651	利 益 準 備 金	2,033
借地権	390	その他利益剰余金	69,224
ソフトウェア	253	固定資産圧縮積立金	290
その他	622	別 途 積 立 金	22,362
(3) 投資その他の資産	47,019	繰越利益剰余金	46,571
投資有価証券	5,876	自 己 株 式	△ 4,227
関係会社株式	33,375	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,631
出資金	75	その他有価証券評価差額金	1,087
長期貸付金	6,559	繰延ヘッジ損益	1
破産更生債権等	359	土地再評価差額金	542
繰延税金資産	188		
その他	3,482	純 資 産 合 計	84,060
貸倒引当金	△ 2,896	負 債 ・ 純 資 産 合 計	154,845
資 産 合 計	154,845		

損 益 計 算 書

〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		320,522
売 上 原 価		286,507
売 上 総 利 益		34,014
そ の 他 の 営 業 収 益		2,533
営 業 総 利 益		36,548
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		30,346
営 業 利 益		6,201
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	58	
受 取 配 当 金	742	
仕 入 割 引	184	
軽 油 引 取 税 還 付 金	235	
デ リ バ テ ィ ッ プ 決 済 益 他	475	
そ の 他	774	2,470
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	137	
寄 付 金	126	
そ の 他	165	429
経 常 利 益		8,242
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	36	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	24	60
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	14	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	332	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	443	
減 損	249	
そ の 他	12	1,052
税 引 前 当 期 純 利 益		7,250
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,834	
法 人 税 等 調 整 額	△ 408	2,426
当 期 純 利 益		4,824

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月17日

カメイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 後藤 英俊 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮澤 義典 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カメイ株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

令和4年5月20日

カメイ株式会社

代表取締役社長 亀井文行殿

カメイ株式会社監査役会

常勤監査役 佐々木 昌 幸 ⑩

社外監査役 後藤 忠 雄 ⑩

社外監査役 佐山 博 康 ⑩

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営政策の一つと位置付けております。将来とも健全な経営基盤のもとに発展していくため、財務体質の強化を図り、適切な内部留保に努めるとともに、継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案し、当社普通株式1株につき前期と比べ1円増配し、18円50銭とさせていただきますと存じます。

これにより中間配当金（1株につき17円50銭）を加えました通期の配当金は、1株につき36円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円50銭 総額621,611,119円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

当社及び当社子会社の事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 公告方法の変更

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>イ.～フ. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(2) 前号商品の製造業、加工修理業、仲立業、賃貸借業及び据付工事請負業並びに管理業</p> <p>(3)～(25) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(26)～(27)</u> (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>イ.～フ. (現行どおり)</p> <p><u>ロ. 書籍、雑誌、その他印刷物及び電子出版物</u></p> <p>(2) 前号商品の<u>開発業</u>、製造業、加工修理業、仲立業、賃貸借業及び据付工事請負業並びに管理業</p> <p>(3)～(25) (現行どおり)</p> <p><u>(26) 電気事業法に基づく電気供給事業</u></p> <p><u>(27) 工事及び輸出入に関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>(28) イベントの企画及び運営</u></p> <p><u>(29) 清掃業</u></p> <p><u>(30) 計量証明業</u></p> <p><u>(31) コインランドリーの運営</u></p> <p><u>(32)～(33)</u> (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

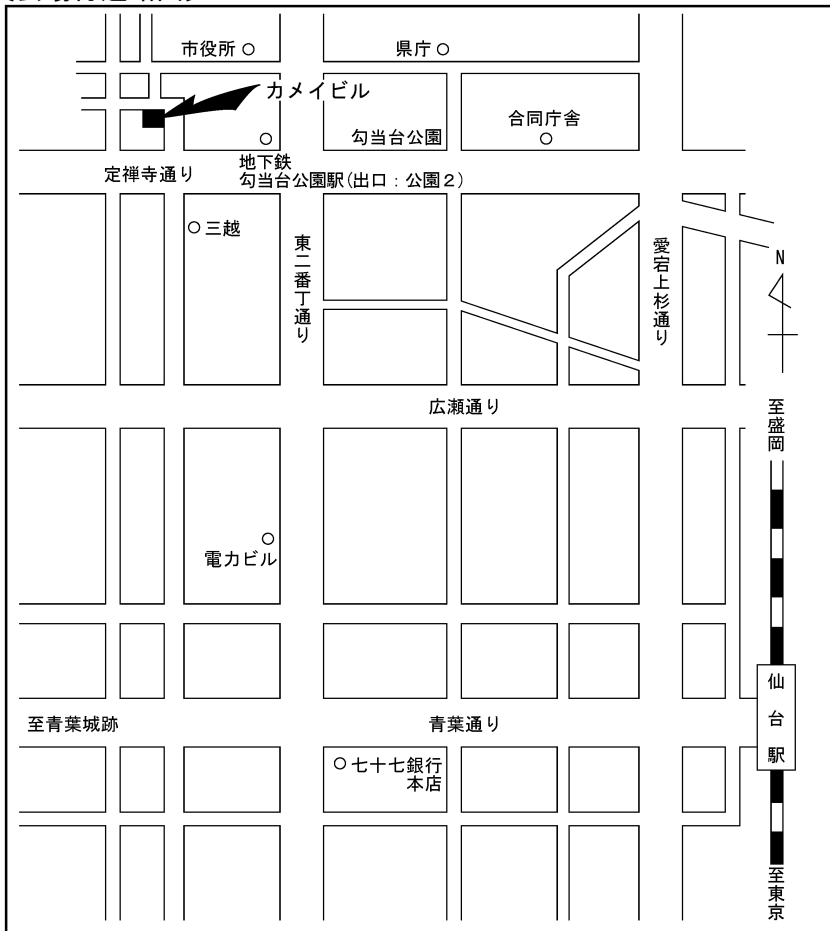
以 上

第109回定時株主総会会場ご案内図

会場 仙台市青葉区国分町三丁目1番18号
カメイビル 9階
電話(022)264-6111(代表)

交通 JR仙台駅西口より徒歩20分
地下鉄勾当台公園駅(出口:公園2)より徒歩3分

[会場付近略図]



※会場には本総会のための駐車場・駐輪場の用意はございません。